

一宮市学校給食審議会委員の委嘱について

一宮市学校給食審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年6月29日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

選出団体役員改選のため、一宮市学校給食審議会設置要綱第2条及び第3条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市学校給食審議会委員 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
いのうえ ふみお 井上 文男	学識経験者 一宮市議会経済教育委員会委員長就任のため	新
かとう とおる 加藤 徹	教育関係者 一宮市小中学校長会会長就任のため	新
こんどう まなみ 近藤 真奈美	教育関係者 一宮市小中学校長会給食委員会委員長就任のため	新
はしもと じゅんこ 橋本 順子	教育関係者 食育・給食主任就任のため	新
いとう よしこ 伊藤 洋史子	教育関係者 食育・給食主任就任のため	新
くりた よしこ 栗田 好子	教育関係者 学校栄養職員	新
かんざき かをり 神崎 かをり	教育関係者 一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会 書記就任のため	新
かわばた ゆきこ 川端 友紀子	教育関係者 (元一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会 理事)	再

2. 委嘱期間

平成28年6月29日から平成29年3月31日まで

一宮市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について

一宮市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年6月29日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市スポーツ推進委員に関する規則第4条第2項の規定に基づく欠員補充のため、スポーツ基本法第32条第1項の規定及び一宮市スポーツ推進委員に関する規則第4条第1項の規定により本案を提出します。

1. 一宮市スポーツ推進委員 解嘱該当者

(解嘱日 平成28年5月31日)

氏名	備考
のだ けんじ 野田 謙次	平成28年5月20日付 で辞任届が提出されたため

2. 一宮市スポーツ推進委員 委嘱候補者

氏名	備考	新任 再任
あだち ひこなり 安達 彦也		新

3. 委嘱期間

平成28年7月1日から平成30年3月31日

\*一宮市スポーツ推進委員に関する規則第4条第1項の規定に基づく前任者の残任期間

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（条文）【抜粋】

#### 第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

#### 附則

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

〇一宮市スポーツ推進委員に関する規則【抜粋】

昭和37年2月20日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(平23教委規則4・一部改正)

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、一宮市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じて協力すること。
- (5) 市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの振興のための指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(平23教委規則4・一部改正)

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、117名以内とする。

(平17教委規則27・平22教委規則6・平23教委規則4・一部改正)

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、同項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

第43号議案

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委  
嘱について

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委嘱につ  
いて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年6月29日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了のため、一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会  
設置要綱第3条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員 委嘱候補者

(地域文化広場・市民会館)

氏名	備考	新任 再任
なか の かず お 中 野 和 雄	一宮市教育長	再
わき だ かね やす 脇 田 兼 康	一宮市図書館長	再
い とう てつ 伊 藤 哲	公認会計士	再
う つ き やすし 宇都木 寧	弁護士	再
こん どう く み 近 藤 久 美	修文大学 短期大学部教授	再
さう だ み き こ 左右田 三樹子	施設利用者代表 (一宮市民会館)	新
ふ わ ひろし 不 破 皓	施設利用者代表 (尾西市民会館)	再
う え だ こ 植 田 れい子	施設利用者代表 (地域文化広場)	新
か とう かず こ 加 藤 和 子	施設利用者代表 (地域文化広場)	再

(一宮スポーツ文化センター等、アイプラザー一宮)

氏名	備考	新任 再任
なか の かず お 中 野 和 雄	一宮市教育長	再
わき だ かね やす 脇 田 兼 康	一宮市図書館長	再
い とう てつ 伊 藤 哲	公認会計士	再
う つ き やすし 宇都木 寧	弁護士	再
こん どう く み 近 藤 久 美	修文大学 短期大学部教授	再
かわ うら かつ まさ 川 浦 勝 正	施設利用者代表 (一宮スポーツ文化 センター)	再
い とう すず こ 伊 藤 鈴 子	施設利用者代表 (一宮スポーツ文化 センター)	再
た なか たもつ 田 中 多茂津	施設利用者代表 (スケート場)	再
ふ わ ひとし 不 破 均	施設利用者代表 (アイプラザー一宮)	再



(スポーツ施設、体育館施設等)

氏名	備考	新任 再任
すぎやま ひろ ゆき 杉山 弘 幸	一宮市 教育文化部長	再
のだ しん ご 野田 眞 吾	一宮市 教育文化部次長	再
うす い たか よし 臼井 孝 嘉	公認会計士	再
たか ぎ みち ひさ 高木 道 久	弁護士	再
きく ち ひで お 菊池 秀 夫	中京大学 スポーツ科学部教授	再
まえ しま ひろ し 前島 弘 嗣	施設利用者代表 (光明寺公園球技場)	再
たか はし みさこ 高橋 美佐子	施設利用者代表 (温水プール)	再
いけ だ かおり 池田 香	施設利用者代表 (尾西スポーツセンター)	再
すず き れい こ 鈴木 玲 子	施設利用者代表 (木曾川体育館)	新

## 2. 委嘱期間

平成28年7月1日～平成29年6月30日

## 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公の施設への指定管理者導入に伴い、指定期間中における指定管理者の業務水準を確認するため、指定管理者にかかる実績評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、評価を受ける指定管理者2団体毎に1つの委員会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 各委員会は、教育委員会が所管する公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）があらかじめ事業計画書に記載された事項と実際に提供されている業務水準について比較検討を行うため、次の事項について審査検討するものとする。

- (1) 指定管理者が提出した事業報告書（月次、四半期、年間）
- (2) 協定書に記載された事項の執行状況
- (3) リスクが発生した場合の協議
- (4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、または協定書に定めのない事項が生じた場合、教育委員会の求めに応じて行う聴聞
- (5) その他、委員会が必要と認めた事項

### (組織)

第3条 各委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 教育長又は教育文化部長
- (2) 次長相当職の市の職員
- (3) 公認会計士
- (4) 学識経験者
- (5) 施設利用者代表

2 各委員会に会長、副会長を置き、会長には教育長又は教育文化部長、副会長には次長相当職の市の職員をもって充てる。

3 会長は、各委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。

この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 各委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 各委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を各委員会に出席させることができる。

4 各委員会は、公開しないものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育文化部教育指定管理課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成28年6月29日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
適当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
3	(株)名鉄百貨 店一宮店  取締役一宮店 長  すぎやま たかはる 杉山 貴治	ダンボールあそ びの広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園児から小学生を対象に、ダンボールだけを使った遊園地を再現し、父母や祖母も一緒に楽しめるふれあいの空間を再現する。</li> <li>・ダンボールを“捨てるもの”ではなく、工夫すれば“楽しく遊べるもの”として、子供たちにエコロジーの概念を啓蒙する。</li> <li>・ダンボール遊具</li> <li>・親子でつくるダンボール工作教室</li> <li>他</li> </ul>	8月10日(水) ～8月29日(月)	名鉄百貨店 一宮店	有料  大人 500円 小人 300円	(7)
4	公益社団法人 一宮青年会議 所  理事長  つちかわ こうすけ 土川 功介	138ハロウイ ングルメフェス	<ul style="list-style-type: none"> <li>「138ハロウィン」、「一宮どてカラ井」の魅力を高め、発信することで、市民の「地域を愛する心」を育み、誇れる地域を創造する。</li> <li>・7月公開事業 おりもの感謝祭一宮七夕まつりにてブースを出展</li> <li>・8月公開事業 「羊毛染色体験」と「羊毛貼り絵」を作成</li> <li>・10月公開例会 染色した羊毛で「ハロウィンアイテム」を作成、「一宮どてカラ井」の提供・PR 他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月公開事業 7月30日(土)～ 7月31日(日)</li> <li>・8月公開事業 8月7日(日)</li> <li>・10月公開例会 10月30日(日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月公開事業 一宮市役所 南 夢織り広場</li> <li>・8月公開事業 一宮スポーツ文化センター</li> <li>・10月公開例会 オリナス一宮前広場 夢織り広場</li> </ul>	無料	(4) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
17	西川流役員会 一宮支部 代表 伊藤 千紗	伝統文化親子教室 「日本舞踊を踊りましよう」	・地域の小学生を対象に、日本舞踊、きものの着付け、邦楽など日本伝統文化を体験し、日本伝統芸能の振興、次世代への継承につなげる。 ・参加者 一宮市内の小学生20名とその保護者	9月17日(土)～平成29年1月28日(土)までの土曜日に合計11回実施 午前10時00分～午後0時	・尾張一宮駅前ビル(iビル)3階 多目的ルーム1	無料	(6)
18	一宮市 市長 中野 正康	平成28年度(第12回) 一宮市環境月間	・市内の環境意識の高揚を目的とした啓発活動 ・作品募集については、市内小学校児童・中学校生徒が対象 ・習字(小3・4) ・イラスト(小5・6) ・ポスター(中学生)	・環境月間 10月1日(土)～10月31日(月) ・作品展示 9月21日(水)～10月10日(月) ・優秀作品顕彰式 10月30日(日)	・作品展示 エコハウス138のエコプラザ壁面 ・優秀作品顕彰式 環境センター3階研修室	無料	(1) (6)
19	一宮保護区保護司会 会長 伴 久光	第66回社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ～	・犯罪や非行のない明るい社会をつくる啓発運動 ・啓発用うちわ、救急用絆創膏を配布しながら少年非行防止と更生保護援助を呼びかける。 ・絆創膏を市内中学校に配布。 ・研修会を開催する。 ・広報車による街頭広報を行う。	・強調月間 7月 ・研修会・街頭広報 7月12日(火) ・広報車による街頭広報 7月19日(火)	・研修会 一宮スポーツ文化センター ・街頭広報 本町通り、一宮駅構内および周辺 ・広報車による街頭広報 市内一円	無料	(3) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
14	愛知県立起工業高等学校 校長 さほし つねとし 佐橋 庸寿	平成28年度 第4 9回デザイン展	デザイン科の学生が学 習の成果を披露する展覧 会	平成29年 1月13日(金) ～ 1月17日(火)	一宮市三岸節 子記念美術館	無料	(2) (6)
15	NPO法人 日本FP協 会 愛知支部 支部長 たかぎ ひろし 高木 浩	ミニフォーラムin一 宮	「教育資金」や「相続」を テーマとした講演会と無 料相談会等	8月20日(土)	iビル	無料	(4) (6)
16	子育てほっとステー ション 代表 まえだ あゆみ 前田 亜友子	家庭教育公開講演 会	いじめ等への家庭での 対応の仕方を学ぶ講演 会	10月16日(日)	あま市美和文 化会館	無料	(6)
17	一宮南モラロジー事 務所 代表世話人 もり まこと 森 眞	モラロジー ミニセ ミナー	宮本勝子氏(公益財団法 人モラロジー研究所 社 会教育講師)による「家族 の絆“親の気持ち・子の 気持ち”」をテーマにした セミナー	9月4日(日)	アイプラザ 一宮	有料 500円	(6)
18	一宮市消防本部 消防長 ごとう やすお 後藤 保夫	第38回一宮市消 防音楽隊定期演奏 会	消防音楽隊による音楽演 奏会	11月13日(日)	一宮市民会館	無料	(1) (6)
19	一般財団法人 言語 交流研究所 ヒップファミリークラブ 代表代行 ひらおか かずたけ 平岡 一武	「世界に通じる、こ とばと心を育て る！」青少年海外 ホームステイ・高校 留学報告説明会	ホームステイや高校留学 の体験報告会	9月11日(日) 9月17日(土)	9月11日 一宮スポーツ 文化センター 9月17日 名古屋国際セ ンター	無料	(6)



# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課 )

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
16	愛知県 ドッジボール協会 会長 加藤常文 <small>かとうつねふみ</small>	第 26 回全日本ドッジボール選手権愛知県大会	小学生 3~6 年生の男女チームが予選リーグを行う。優勝・準優勝チームは8月14日(日)に開催される全国大会の出場権を獲得する。	7月23日(土)	一宮市総合体育館	1チーム 7,000円	(4) (6)
17	西尾張体育協会 会長 中野正康 <small>なかのまさやす</small>	第 48 回愛知県スポーツ少年大会西尾張支部大会卓球競技	西尾張地区 14 市町村の単位スポーツ少年団により、団体戦はリーグ戦・個人戦はトーナメント戦で実施	8月21日(日)	一宮市総合体育館	1人300円	(3) (6)
18	愛知県 バドミントン協会 会長 末岡照章 <small>すえおかひろあき</small> (主催) (公財)日本 バドミントン協会	第 59 回全日本社会人バドミントン選手権大会	男子単・複、女子単・複、混合複ともトーナメント戦で実施し、3位決定戦は行わない。	9月2日(金)~ 7日(水)	一宮市総合体育館	1人 7,000円	(4) (5)
19	一宮軟式野球連盟 会長 鳥越 豊 <small>とりごえ ゆたか</small> (主催)	第 34 回三支部学童軟式野球交流大会	平成 28 年度愛知県軟式野球連盟に学童のチームとして登録されたチームで一宮・稲沢・津島の三支部から推薦を受けた8チームによるトーナメント戦。	10月22日(土)・ 23日(日)	平島公園 野球場	1チーム 10,000円	(4) (5)
20	愛知県軟式野球連盟一宮・稲沢・津島三支部	第 59 回三支部壮年軟式野球大会	平成 28 年度愛知県軟式野球連盟に登録した満 40 歳以上で構成されたチームで一宮・稲沢・津島の三支部から推薦を受けた各1チームによるリーグ戦。	9月25日(日)	平島公園 野球場	1チーム 10,000円	(4) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課 )

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
21	愛知ユースホステル協会 理事長 太田 孝 <small>おおた たかし</small>	ユースホステル協会 2016 年夏休み体験 教室	親元を離れて団体生活をすることにより、自主性と責任ある態度と思いやりの心を養う。 団体生活を通して学校や家庭とは異なった体験に積極的に係るなかで自然とのふれあいのすばらしさや豊かな心を育み、力強く生きる力を身に付けることを目的とする。	7月27日(水)～ 8月26日(金)	①京都 ②大阪 ③福井 ④東京 ⑤和歌山 ⑥長野・富山・岐阜 ⑦沖縄	小学3年生 ～6年生の 男・女 ①4,000円 ②81,800円 ③39,000円 ④49,800円 ⑤53,800円 ⑥53,000円 ⑦138,000円	(6)